

○宮古市空家等の適正管理に関する条例施行規則

平成29年3月31日

規則第18号

改正 令和4年4月1日規則第14号

改正 令和5年12月26日規則第37号

(趣旨)

第1条 この規則は、宮古市空家等の適正管理に関する条例（平成29年宮古市条例第10号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(立入調査等)

第2条 条例第3条の規定に基づき実施する空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第9条第3項の規定による立入調査の通知は、空家等立入調査実施通知書（様式第1号）により行うものとする。

2 条例第3条の規定に基づく法第9条第4項に規定する身分を示す証明書は、空家等立入調査員証（様式第2号）によるものとする。

(管理不全空家等の認定及び取消しの通知)

第3条 条例第4条第2項の規定による管理不全空家等の認定の通知は、管理不全空家等認定通知書（様式第3号）により行うものとする。

2 条例第4条第3項の規定による管理不全空家等の認定の取消しは、管理不全空家等認定取消通知書（様式第4号）により行うものとする。

(管理不全空家等の勧告)

第4条 条例第5条の規定に基づき実施する法第13条第2項の勧告は、管理不全空家等勧告書（様式第5号）により行うものとする。

(特定空家等の認定及び取消しの通知)

第5条 条例第6条第2項の規定による特定空家等の認定の通知は、特定空家等認定通知書（様式第6号）により行うものとする。

2 条例第6条第3項の規定による特定空家等の認定の取消しは、特定空家等認定取消通知書（様式第7号）により行うものとする。

(特定空家等の勧告、命令等)

第6条 条例第7条第1項の規定に基づき実施する法第22条の措置は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める勧告書等により行うものとする。

- (1) 法第22条第2項の勧告 勧告書（様式第8号）
- (2) 法第22条第3項の命令 命令書（様式第9号）
- (3) 法第22条第4項の通知 命令事前通知書（様式第10号）
- (4) 法第22条第9項の戒告 戒告書（様式第11号）
- (5) 法第22条第9項の代執行令の通知 代執行令書（様式第12号）
- (6) 法第22条第9項の証票 執行責任者証（様式第13号）
- (7) 法第22条第11項の緊急代執行 緊急代執行通知書（様式第14号）
- (8) 法第22条第13項の標識 標識（様式第15号）

(公表)

第7条 条例第8条第1項の規定による公表をしようとするときは、公表に関する予告通

知書（様式第 16 号。以下「予告通知書」という。）を所有者等に送付するものとする。

2 公表を行うときは、事前に、公表に関する通知書（様式第 17 号）を所有者等に送付するものとする。

3 公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 宮古市公告式条例（平成 17 年宮古市条例第 2 号）第 2 条第 2 項の掲示板への掲示

(2) 宮古市ホームページへの掲載

(3) その他市長が必要と認める方法

4 条例第 8 条第 2 項に規定する所有者等の意見を述べる機会については、予告通知書に示された期日までに公表に関する意見書（様式第 18 号）により意見を申し出るものとする。

（応急措置）

第 8 条 条例第 9 条第 2 項の規定による通知は、応急措置通知書（様式第 19 号）により行うものとする。

（補則）

第 9 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 4 月 1 日規則第 14 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 5 年 12 月 26 日規則第 37 号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第 1 号（第 2 条関係）

第 号
年 月 日

様

宮古市長 印

空家等立入調査実施通知書

空家等対策の推進に関する特別措置法第 9 条第 2 項及び宮古市空家等の適正管理に関する条例第 3 条の規定により、次のとおり空家等の立入調査を実施するので通知します。

記

- 1 対象
- 2 日時
- 3 趣旨及び内容

様式第 2 号（第 2 条関係）

（表）

		第	号
空家等立入調査員証			
所	属		
職	名		
氏	名		
生年月日			
上記の者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第 9 条第 2 項及び宮古市空家等の適正管理に関する条例第 3 条の規定に基づく立入調査の権限を有する者であることを証明する。			
年		月	日発行（
		年	月
		日	まで有効）
		宮古市長	印

（裏）

注意 1 本証は、空家等の立入調査を行う場合には、必ず携帯しなければならない。 2 本証は、関係人の請求があったときは、速やかに提示しなければならない。 3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。 4 本証は、空家等立入調査員でなくなったときは、直ちに返還しなければならない。

第 号
年 月 日

様

宮古市長

印

管理不全空家等認定通知書

あなたが所有し、又は管理する空家等を宮古市空家等の適正管理に関する条例（以下「条例」という。）第 4 条第 1 項の規定により、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第 13 条第 1 項に規定する「管理不全空家等」に下記のとおり該当すると認定しました。

ついては、条例第 4 条第 2 項の規定に基づき、管理不全空家等の不適切な状態を解消するよう指導しますので、速やかに措置を実施してください。

記

1 対象となる管理不全空家等

所在地

用途

構造

所有者等の住所及び氏名

2 指導の内容

3 認定事由

4 留意事項

- (1) 上記 2 に示す措置を実施した場合は、遅滞なく報告してください。
- (2) 正当な理由なく上記 2 に示す措置をとらなかった場合には、法第 13 条第 2 項及び条例第 5 条の規定に基づき、当該措置をとることを勧告することがあります。
- (3) 上記 1 に係る敷地が、地方税法第 349 条の 3 の 2 の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、(2)により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

第 号
年 月 日

様

宮古市長

印

管理不全空家等認定取消通知書

あなたが所有し、又は管理する空家等を宮古市空家等の適正管理に関する条例第 4 条第 1 項の規定により空家等対策の推進に関する特別措置法第 13 条第 1 項に規定する「管理不全空家等」に該当すると認定しましたが、必要な措置が実施され、不適切な状態を解消したことから当該認定を取り消します。

記

- 1 対象となる管理不全空家等
所在地
用途
構造
所有者等の住所及び氏名
- 2 不適切な状態の内容及び措置の実施内容

第 号
年 月 日

様

宮古市長

印

管理不全空家等勧告書

あなたが所有し、又は管理する空家等を宮古市空家等の適正管理に関する条例（以下「条例」という。）第 4 条第 1 項の規定により空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第 13 条第 1 項に定める「管理不全空家等」に該当すると認定し、対策を講じるよう指導してきましたが、現在に至っても改善がなされていません。

ついては、次のとおり速やかに必要な措置をとるよう、法第 13 条第 2 項及び条例第 5 条の規定に基づき勧告します。

記

1 対象となる管理不全空家等

所在地

用途

構造

所有者等の住所及び氏名

2 勧告に係る措置の内容

3 勧告に至った事由

4 留意事項

- (1) 上記 2 に示す措置を実施した場合は、遅滞なく報告してください。
- (2) 上記 2 に示す措置を実施せずに放置し、状態が悪化した場合、法第 2 条第 2 項に規定する特定空家等に認定される場合があります。
- (3) 上記 1 に係る敷地が、地方税法第 349 条の 3 の 2 の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、本勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

第 号
年 月 日

様

宮古市長

印

特定空家等認定通知書

あなたが所有し、又は管理する空家等を宮古市空家等の適正管理に関する条例（以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定により、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第 2 条第 2 項に規定する「特定空家等」に下記のとおり該当すると認定しました。

ついては、条例第 6 条第 2 項の規定に基づき、当該特定空家等の不適切な状態を解消するよう指導（助言）しますので、速やかに措置を実施してください。

記

1 対象となる特定空家等

所在地

用途

構造

所有者等の住所及び氏名

2 指導の内容

3 認定に至った事由

4 留意事項

- (1) 上記 2 に示す措置を実施した場合は、遅滞なく報告してください。
- (2) 正当な理由なく上記 2 に示す措置をとらなかった場合には、法第 22 条第 2 項及び条例第 7 条第 1 項の規定に基づき、当該措置をとることを勧告することがあります。
- (3) 上記 1 に係る敷地が、地方税法第 349 条の 3 の 2 の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、(2) により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

第 号
年 月 日

様

宮古市長

印

特定空家等認定取消通知書

あなたが所有し、又は管理する空家等を宮古市空家等の適正管理に関する条例第 6 条第 1 項の規定により空家等対策の推進に関する特別措置法第 2 条第 2 項に規定する「特定空家等」に該当すると認定しましたが、必要な措置が実施され、不適切な状態を解消したことから当該認定を取り消します。

記

- 1 対象となる特定空家等
所在地
用途
構造
所有者等の住所及び氏名
- 2 不適切な状態の内容及び措置の実施内容

第 号
年 月 日

様

宮古市長

印

勧告書

あなたが所有し、又は管理する空家等を宮古市空家等の適正管理に関する条例（以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定により空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第 2 条第 2 項に定める「特定空家等」に該当すると認定し、対策を講じるよう指導してきましたが、現在に至っても改善がなされていません。

ついては、次のとおり速やかに必要な措置をとるよう、法第 22 条第 2 項及び条例第 7 条第 1 項の規定に基づき勧告します。

記

- 1 対象となる特定空家等
所在地
用途
構造
所有者等の住所及び氏名

- 2 勧告に係る措置の内容

- 3 勧告に至った事由

- 4 勧告の責任者

- 5 措置の期限

- 6 留意事項

- (1) 上記 5 の期限までに上記 2 に示す措置を実施した場合は、遅滞なく報告してください。
- (2) 上記 5 の期限までに正当な理由がなく上記 2 に示す措置をとらなかった場合は、法第 22 条第 3 項の規定により当該措置をとることを命ずることがあります。
- (3) 上記 1 に係る敷地が、地方税法第 349 条の 3 の 2 の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、本勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

- (4) 災害その他非常の場合においては、法第 22 条第 1 項及び条例第 7 条第 1 項の規定に基づき、当該措置について緊急代執行のに移行することがあります。

第 号
年 月 日

様

宮古市長

印

命令書

あなたが所有し、又は管理する空家等を宮古市空家等の適正管理に関する条例（以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定により空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第 2 条第 2 項に定める「特定空家等」に該当すると認定したため、

年 月 日付け 第 号により、法第 22 条第 3 項及び条例第 7 条第 1 項の規定に基づく命令を行う旨通知しましたが、現在に至っても通知された措置がなされていないとともに、当該通知に示した意見書等の提出期限までに意見書等の提出がありませんでした。

ついては、次のとおり措置をとることを命令します。

記

- 1 対象となる特定空家等
所在地
用途
構造
所有者等の住所及び氏名
- 2 措置の内容
- 3 命ずるに至った事由
- 4 命令責任者
- 5 措置の期限

6 留意事項

- (1) 上記 2 に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記 4 に報告してください。
- (2) 本命令に違反した場合は、法第 30 条第 1 項の規定に基づき、50 万円以下の過料に処せられます。
- (3) 上記 5 の期限までに上記 2 の措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同期限までに完了する見込みがないときは、法第 22 条第 9 項の規定に

に基づき、当該措置について行政代執行のに移行することがあります。

- (4) (行政不服審査法(平成26年法律第68号)及び行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定による教示をすること。)

第 号
年 月 日

様

宮古市長

印

命令事前通知書

あなたが所有し、又は管理する空家等を宮古市空家等の適正管理に関する条例（以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定により空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第 2 条第 2 項に定める「特定空家等」に該当すると認定したため、 年 月 日付け 第 号により必要な措置をとるよう勧告をしましたが、現在に至っても当該措置がなされていません。

このまま措置が講じられない場合には、法第 22 条第 3 項及び条例第 7 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり当該措置をとることを命令することとなりますので通知します。

なお、あなたは、法第 22 条第 4 項の規定に基づき、本件に関し意見書及び自己に有利な証拠を提出することができるとともに、法第 22 条第 5 項の規定に基づき、本通知の交付を受けた日から 5 日以内に、市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる旨、申し添えます。

記

1 対象となる特定空家等

所在地

用途

構造

所有者等の住所及び氏名

2 命じようとする措置の内容

3 命ずるに至った事由

4 意見書の提出及び公開による意見の聴取の請求先

5 意見書の提出期限

6 留意事項

上記 2 に示す措置を実施した場合は、遅滞なく報告してください。

第 号
年 月 日

様

宮古市長

印

戒告書

あなたに対し、 年 月 日付け 第 号によりあなたが所有し、又は管理する次の特定空家等の を行うよう命じました。この命令を 年 月 日までに履行しないときは、空家等対策の推進に関する特別措置法第 2 2 条第 9 項及び宮古市空家等の適正管理に関する条例第 7 条第 1 項の規定に基づき、次の特定空家等について下記措置を執行しますので、行政代執行法第 3 条第 1 項の規定により戒告します。

なお、代執行に要する全ての費用は、行政代執行法第 5 条の規定に基づき、あなたから徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任は負わないことを申し添えます。

記

1 対象となる特定空家等

所在地

用途

構造

規模 建築面積 m²

延べ床面積 m²

所有者等の住所及び氏名

2 措置の内容

3 留意事項

（行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）及び行政事件訴訟法（昭和 3 7 年法律第 1 3 9 号）の規定による教示をすること。）

第 号
年 月 日

様

宮古市長

印

代執行令書

年 月 日付け 第 号によりあなたが所有し、又は管理する次の特定空家等を 年 月 日までに するよう戒告しましたが、指定の期日までに義務が履行されませんでしたので、空家等対策の推進に関する特別措置法第 22 条第 9 項及び宮古市空家等の適正管理に関する条例第 7 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり代執行を行いますので、行政代執行法第 3 条第 2 項の規定により通知します。

なお、代執行に要する全ての費用は、行政代執行法第 5 条の規定に基づき、あなたから徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任は負わないことを申し添えます。

記

1 対象となる特定空家等

所在地

用途

構造

規模 建築面積 m^2

延べ床面積 m^2

所有者等の住所及び氏名

2 代執行の時期

年 月 日から 年 月 日まで

3 代執行の内容

4 執行責任者

5 代執行に要する費用の概算見積額

6 留意事項

（行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）及び行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定による教示をすること。）

様式第 1 3 号（第 6 条関係）

		第 号	
執行責任者証			
所 属			
職 名			
氏 名			
生年月日			
上記の者は、下記の行政代執行の執行責任者であることを証明する。			
年 月 日発行			
宮古市長		印	
1 代執行をなすべき事項			
代執行令書（ 年 月 日付け 第 号）記載			
2 代執行をなすべき時期 年 月 日から 年 月 日まで			

第 年 月 日 号

様

宮古市長

印

緊急代執行通知書

あなたが所有し、又は管理する空家等を宮古市空家等の適正管理に関する条例（以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定により空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第 2 条第 2 項に定める「特定空家等」に該当すると認定し、 年 月 日付け 第 号により必要な措置をとるよう勧告しておりましたが、緊急に周辺の生活環境の保全を図るために措置を行う必要があると認められる状態であったことから、法第 22 条第 1 項及び条例第 7 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり即時執行を行いましたので、通知します。

なお、措置に要した全ての費用を法第 22 条第 1 項の規定に基づき、あなたに請求します。

記

1 対象となる特定空家等

所在地

用途

構造

規模 建築面積 m^2

延べ床面積 m^2

所有者等の住所及び氏名

2 即時執行日

年 月 日から 年 月 日まで

3 措置の内容

4 執行責任者

5 措置に要した費用（請求額）

様式第 15 号（第 6 条関係）

標識

次の特定空家等の所有者等は、空家等対策の推進に関する特別措置法第 22 条第 3 項及び宮古市空家等の適正管理に関する条例第 7 条第 1 項の規定に基づき措置をとることを命ぜられています。

記

- 1 対象となる特定空家等
所在地
用途
構造
所有者等の住所及び氏名
- 2 措置の内容
- 3 命ずるに至った事由
- 4 命令日
- 5 命令者
- 6 措置の期限

第 号
年 月 日

様

宮古市長

印

公表に関する予告通知書

あなたが所有し、又は管理する空家等を宮古市空家等の適正管理に関する条例（以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定により空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第 2 条第 2 項に規定する「特定空家等」に該当すると認定したため、 年 月 日付け 第 号により必要な措置をとるよう命令しましたが、現在に至っても当該措置が実行されていません。

このまま措置が講じられない場合には、条例第 8 条第 1 項の規定に基づき、公表することを予告します。

なお、あなたは、条例第 8 条第 2 項の規定に基づき、本件に関し意見書を提出することができる旨、申し添えます。

記

- 1 対象となる特定空家等
所在地
用途
構造
所有者等の住所及び氏名
- 2 命令した措置の内容
- 3 意見書の提出先
- 4 意見書の提出期限
- 5 留意事項
上記 2 に示す措置を実施した場合は、遅滞なく報告してください。

第 号
年 月 日

様

宮古市長

印

公表に関する通知書

あなたが所有し、又は管理する空家等を宮古市空家等の適正管理に関する条例（以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定により空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第 2 条第 2 項に規定する「特定空家等」に該当すると認定したため、 年 月 日付け 第 号により必要な措置をとるよう命令しました。

また、 年 月 日付け 第 号により、条例第 8 条第 1 項の規定に基づき公表する旨事前に通知しましたが、現在に至っても当該措置が実行されていないとともに、当該通知に示した意見書の提出期限までに意見書の提出もありませんでした。

ついては、次のとおり公表しますので通知します。

記

- 1 対象となる特定空家等
所在地
用途
構造
所有者等の住所及び氏名
- 2 命令した措置の内容
- 3 公表期間
- 4 公表方法
- 5 留意事項
上記 2 に示す措置を実施した場合は、遅滞なく報告してください。

様式第 18 号（第 7 条関係）

年 月 日

宮古市長 あて

住所
氏名

公表に関する意見書

宮古市空家等の適正管理に関する条例第 8 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり意見を述べます。

記

- 1 空家等の所在地
- 2 公表に関する予告通知のあった日
- 3 意見

第 号
年 月 日

様

宮古市長

印

応急措置通知書

あなたが所有し、又は管理する空家等は、適切な管理が行われていないことにより、周辺住民、財物に損害を与え、又は与えるおそれがあり、その損害を予防し、又はその拡大を防ぐために緊急に措置を行う必要があるため、宮古市空家等の適正管理に関する条例第 9 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり即時執行を行いましたので、同条第 2 項の規定により通知します。

なお、措置に要する全ての費用を同条第 3 項の規定に基づき、あなたに請求します。

記

1 措置物件

所在地

用途

構造

規模 建築面積 m^2

延べ床面積 m^2

所有者等の住所及び氏名

2 即時執行日

年 月 日から 年 月 日まで

3 措置の内容

4 執行責任者

5 措置に要した費用（請求額）